

大阪広域環境施設組合規則第16号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成28年規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(昇任選考) 第31条 任命権者が、職員を行政職給料表の <u>3級以上の各級の職</u> に昇任させる場合には、当該職について昇任のための選考（以下「昇任選考」という。）により行わなければならない。 [2・3 略]	(昇任選考) 第31条 任命権者が、職員を行政職給料表の <u>3級の職</u> に昇任させる場合には、当該職について昇任のための選考（以下「昇任選考」という。）により行わなければならない。 [2・3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。